

管理区分	○	管 理
	—	非管理
図 番	IRCSR004	

*紙に印刷した本書は非管理とする



危機管理マニュアル

適応範囲

本 社 : 宮崎県延岡市大武町39番地163 (延岡鉄工団地内) 〒882-0024
TEL 0982-21-3411 FAX 0982-32-8167

宮崎営業所 : 宮崎市下北方町牟多田1183-1 〒880-0035
TEL 0985-35-4022 FAX 0985-35-4023

大分営業所 : 大分市大字久原757番地 〒870-0304
TEL 097-574-8813 FAX 097-574-8814

制 定 日	最新改訂日	改訂回
2021年 6月 23日	2021年 6月23日	Rev. 1

承 認	照 査	照 査	照 査	作 成

目 次

1. 目 的	P2
2. 基本方針	P2
3-1. リスクの予見・発生時の行動	P2
3-2. 復旧目標時間	P2
3-3. 災害時における安全行動	P3
4-1. 災害対策本部	P4
4-2. 防災対策班	P5
4-3. 災害対策本部の設置	P5
4-4. 災害対策本部組織図	P6
4-5. 危機レベル	P6
4-6. 二次避難場所・バックアップオフィス	P9
4-7. 被災従業員への支援	P9
5. 復旧、業務再開(事業継続)までの流れ	P10
6. 事業継続計画(BCP)の作成	P11
事業継続計画書(サンプル)	P12
7. 事故・災害時緊急連絡網	P15
8. 新型ウイルス感染者との濃厚接触 及び感染時初動手順	P16 ~P19
9. 災害時備蓄品リスト(サンプル)及び配置	P20
10. 屋上避難経路及び非常用電源設置位置	P21 ~P22
11. 改訂履歴	P23

1. 目的

危機管理マニュアルは大規模地震などの自然災害および事件、事故などリスクに関して、(株)池上冷熱における防災・危機管理についての必要事項を定め、リスクの予防・回避および事故・災害等発生時の人命の安全ならびに被害の抑制・軽減、二次災害防止、早期業務再開を図るとともに、企業の社会的責任(CSR)を果たすことを目的とする。

2. 基本方針

目的達成のため以下の基本方針を定める。

- (1) いつ、いかなる場合においても、人命の安全を最優先とする。
- (2) 防災・危機管理の主軸として、危機管理マニュアルを制定し定期的に点検し必要に応じて見直しを図るものとする。
- (3) 事故・災害等の発生時、社員は安全行動をとり緊急対応にあたるとともに、率先して二次災害防止対策に努めなければならない。

3-1. リスクの予見・発生時の行動

- (1) リスクを予見または発見した場合には、直ちに上司に連絡報告しなければならない。
- (2) リスクを予見または発見した社員等は、人命第一を考え可能な範囲での予防措置、応急対応措置を行うものとする。
- (3) リスクの予見または発見の通報を受けた管理職等は、直ちに災害対策本部を設置し本部長を任命する。
- (4) 災害対策本部長は災害発生時、近隣被災地域への支援および迅速事業復旧・再開できるように事前に検討を行い、計画をたてておく。

3-2. 復旧目標時間

できる限り早急に復旧できるように努めることとし、それぞれの業務の復旧目標時間を以下とする。

	応急・業務・復旧事項	目標時間
1	災害対策本部設置、安否確認、救出救護、本社～営業所連絡確認	1時間
2	社員及び社員と家族間の安否確認完了	2時間
3	IT関連システム、被害状況把握完了、緊急帰宅、緊急参集指示完了	4時間
4	社内被災状況、インフラ被災状況把握	6時間
5	被災社員等への応急対応完了	24時間
6	応急業務復旧計画策定完了	48時間
7	応急業務完了	96時間
8	本格復旧完了	192時間

3-3. 災害時における安全行動

安全行動とは、災害時において社員が自らの身体生命の安全を確保し、二次災害防止、被害軽減を図るために必要な次の行動をいう。

(1) 就業中における安全行動【地震災害】

地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を見たり聞いたりした場合揺れの大小を見極めようとせず直ちに次の安全行動を行う。

- ①窓、転倒落下物、ガラス類、備品、照明器具の下などから離れ会議室等の安全な場所に速やかに移動し揺れが収まるのを待つ余裕が無いと思われる場合は、机の下等に身を隠すか、少しでもガラスや転倒落下物の少ない広いスペースに移動する。
- ②揺れが収まったら、同僚に声をかけ安否を確認する。閉じ込められた人、負傷者がいた場合、火災が発生している場合は直ちに上司に報告するとともに、余震によるガラス飛散、落下物に留意しつつ救出救護、初期消火等、応急対応を行う。
- ③身の安全、周囲の安否が確認できたら、コンピュータのログアウト等のシャットダウン、データ保存、火気類点検、二次災害防止、被害軽減、応急復旧対応など必要・適切な措置を行い、上司の指示に従う。
- ④その他不足の事態が生じた場合は上司の指示に従う。ただし危険が差し迫っていると自ら判断した場合は、周囲に声をかけつつ避難場所、もしくは安全な場所へ避難する。

(2) 自宅にいるときの安全行動【地震災害】

地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を見たり聞いたりした場合揺れの大小を見極めようとせず直ちに次の安全行動を行う。

- ①地震が発生したら、ガラス、転倒落下物などから離れ、玄関ドアなどを開け避難路を確保する。落下物に注意しつつ家族に声をかけ外部に脱出し、道路、建物、塀などから離れ、より広い安全な場所に移動する。もし火を使っていたら、直ちに消す。火を使っている場所が離れていたら、まず身の安全を図り揺れが収まってから消す。
- ②余裕がない場合は、落下物の少ない比較的安全と思われるスペースに移動するか丈夫なテーブルの下などに身を隠す。
- ③2階以上の階にいた場合は、ガラスや転倒落下物から離れ、部屋から出て階段付近で手摺などにつかまり揺れが収まるのを待つ揺れが収まったら、スリッパか靴を履き、余震に留意しつつ外部の安全な場所または避難場所に避難する。揺れている最中、階段を降りるのは危険。

- ④身の安全確保ができたなら、隣人たちと協力し救出救護、初期消火にあたる。ただし津波襲来の恐れがある場合や土砂災害などの二次災害の恐れのある場所にいた場合は、直ちに安全な避難場所に避難する。津波の危険性のある場所で揺れを感じたら、津波警報の有無にかかわらず直ちに高台へ避難する。高台まで時間がかかるようなら近くの鉄筋コンクリート3階以上に避難させてもらう。
- ⑤落ち着いたら周囲の被災状況などを確認した後、災害伝言ダイヤルなどで離れた家族の安否確認を行うとともに、緊急連絡網にて連絡し上司の指示に従う。連絡が取れない場合は指示を待つこととする。
- ⑥緊急参集する場合は経路の安全を確認する。安全が確認できるまでは自宅待機とする。

(3) 外出中、出張中、通勤中における安全行動【地震災害】

地震の揺れを感じたり、緊急地震速報を見たり聞いたりした場合揺れの大小を見極めようとせず直ちに次の安全行動を行う。

- ①直ちに建物、転倒落下物、ガラス、ブロック塀、道路などから離れ群衆パニックに巻き込まれないように留意し安全な場所と思われる広い場所に移動し、避難場所にいったん避難し余震に備える。
- ②身の安全が確保できたなら、災害伝言ダイヤルなどで家族の安否確認をする。
- ③周囲に要救助者、要援護者がいた場合及び火災が発生した場合、防災関係機関に通報し周囲の人と協力して救出救護、避難支援、初期消火などの応急対応を行う。津波襲来の恐れがある場所や土砂災害などの二次災害の恐れのある場所にいた時は、直ちに安全な場所に避難する。津波の危険性がある場所で揺れを感じたら、津波警報の有無にかかわらず直ちに高台へ避難する。高台までの時間がかかるようなら、近くの鉄筋コンクリート3階以上に避難させてもらう。
- ④落ち着いたら周囲の被災状況などを確認した後、緊急連絡網等で安否や被災状況を報告する。
- ⑤連絡が取れない場合は、自宅または会社の近いほうに行く事とする。

(4) 台風・大雨（風水害）における安全行動

台風のような風水害は、あらかじめ接近を予測できる災害です。災害の直撃を前提に、災害時に発生する状況を想定し、「いつ」「誰が」、「何をするのか」を整理し、余裕を持って対応することが大切です。適材適所で安全行動をとりましょう。

行動のポイント

台風発生

【情報収集】

- ・ テレビなどで天気予報を確認
- ・ インターネットで気象情報を収集

【身の回りの確認】

- ・ ハザードマップで会社や自宅などの災害リスクや、避難場所、避難経路を確認
- ・ 防災備品や必要なものを準備（不足があれば買い足しする）
- ・ 従業員の行動スケジュールや家族の今後の予定を確認する（遠出の予定があればキャンセルも検討）

台風接近

【安全確保、避難準備】

- ・ 非常持出品の準備
- ・ 社屋や自宅の浸水しそうな所には土嚢を設置
- ・ 側溝の掃除
- ・ 風で飛ばされそうなものを片付ける
- ・ 1階が浸水する恐れがある場合は重要なものは2階に上げる
- ・ 携帯電話の充電をしておく

【避難】

- ・ テレビ、インターネットで河川の水位情報や気象情報に注意
- ・ 市から避難情報に注意（次頁に新たな避難情報掲載）
※令和3年5月20日から避難指示で必ず避難（避難勧告は廃止です）
- ・ 浸水や土砂災害が想定されない場所の避難場所に避難開始
- ・ 夜間ではなく明るいうちに避難開始

台風直撃

【避難場所】

- ・ 避難場所でもラジオ携帯電話から情報を収集
- ・ 雨が止んだからといってすぐに帰宅するのではなく、周囲や河川の水位の情報に注意

令和3年5月20日から

ひなんしじ

警戒レベル 4 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p> <p style="text-align: center;">さんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1</p>	<p>災害発生情報 (発生を確証したときに発令)</p>
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	 <p>災害の おそれ高い</p> <p style="text-align: center;">ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>・避難指示(緊急) ・避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p> <p style="text-align: center;">こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>災害が深刻化</p> <p style="text-align: center;">大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後災害状況 悪化のおそれ</p> <p style="text-align: center;">早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

### 4-1. 災害対策本部

- (1) 災害対策本部長には代表取締役社長があたり、災害対策本部長の指示のもと災害対策本部業務及び防災対策班を総括する。
- (2) 本部長の指示に従い相互の連絡を密にし、被災・防災対策の円滑な推進を図るものとする。
- (3) 各責任者が不在の場合に備え、責任・権限委譲の代行基準をあらかじめ作成しておくものとする。



## 4-2 . 防災対策班

災害を想定しそれぞれの役割を決めた防災対策班を設置する。社員は大規模地震などの災害発生時、自分の身を守り、シャットダウンなどの安全行動、被災状況点検、二次災害防止措置を実施する。班長は各班を統括し本部長の指示に基づき、所定の職務を適切に推進するとともに適宜本部へ状況及び結果を報告する。班員は班長の指示に基づき各業務を遂行する。

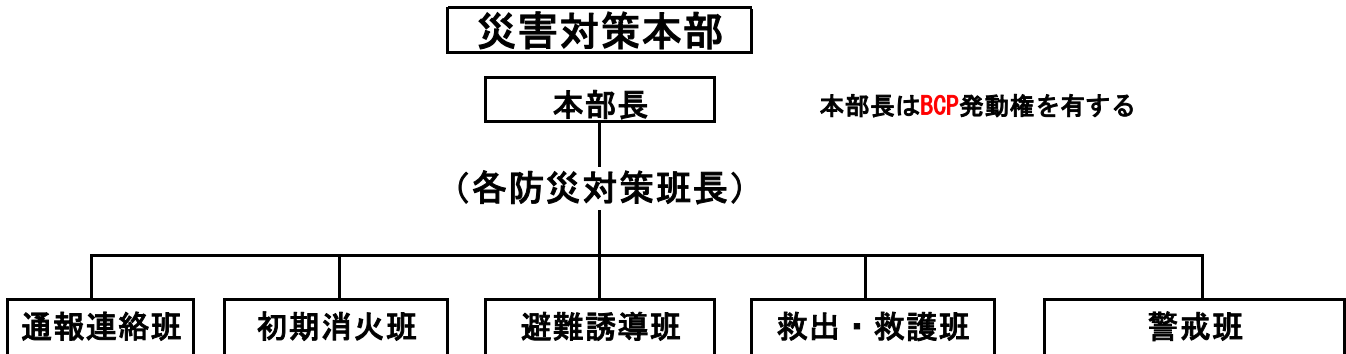
- (1) **通報連絡班**は、被災情報、安否情報、災害情報などを収集し班長を通じて本部長に報告し、本部長の指示に基づき情報を社員や行政及び監督官庁へ伝達及び通報する。
- (2) **初期消火班**は、災害発生時被災状況を点検確認し出火を発見または報告を受けた場合、直ちに消火器、消火栓等を用いて初期消火に努めるものとともに消防署へ通報する。
- (3) **避難誘導班**は、社員等を安全な避難場所に誘導する。避難場所が危険と思われた場合はあらかじめ定められた優先順位に従って二次避難場所など安全な避難場所に誘導するものとする。
- (4) **救出・救護班**は、逃げ遅れた人や要救助者などの救出救護にあたり、負傷者の応急手当を行った後、病院へ搬送する。
- (5) **警戒班**は、災害発生時、事務所・工場等の施設及び敷地内における設備の損傷などを点検し、その結果を班長に報告する。損傷により施設の警備がおろそかにならないように応急対応措置を実施する。

## 4-3 . 災害対策本部の設置

- (1) 以下により(株)池上冷熱災害対策本部を設置する。
  - ① 震度6弱以上の大規模地震が発生した場合
  - ② 注意情報、予知情報、警戒宣言(以下「警戒宣言等」という)等が発令された場合
  - ③ 災害対策本部長が必要と認めたりスク発生および発生のおそれがある場合
- (2) 災害対策本部長任命優先順位  
 災害対策本部長は原則として代表取締役社長とするが、不測の事態等でその任に当たれない場合は以下の意思決定優先順位によってその任にあたることとする。
  - 第1優先順位 : 代表取締役社長
  - 第2優先順位 : 専務取締役
  - 第3優先順位 : 常務取締役
  - ・第4優先順位以降は、必要に応じて随時検討する。検討にあたっては、代行者の担当業務や経験等を総合的に判断する。



## 4-4 . 災害対策本部組織図



* BCP とは (Business Continuity Planning) 事業継続計画のことで、企業が緊急事態に陥った場合被害を最小限におさえつつ、早急に復旧するために、「危機管理マニュアル」により作成する計画

## 4-5 . 危機レベル

災害発生時、連絡手段などの混乱が想定されるので、指示命令を仰いでから行動を起こすことは困難となる。緊急体制、警戒態勢の規模や各自の行動を明確にするために危機レベルをあらかじめ定めておくことが重要である。災害や危機の状況に合わせた危機レベルを下記のように定める。

災害発生時、連絡とれない場合、危機レベルを自分で判断し危機レベル別・状況行動基準に準じて行動するものとする。

### (1) 危機レベル一覧

危機レベル	危機の状況 (目安)
危機レベルA	<ul style="list-style-type: none"> <li>本社・営業所及びその周辺で震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>大規模な自然災害、事故、事件等が発生したとき</li> <li>本部長等が「危機レベルA・緊急体制」を指示したとき</li> </ul>
危機レベルB	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震防災対策特別措置法に基づく警戒宣言（予知情報を含む）が発令されたとき</li> <li>大規模災害、事故、事件など著しい被害発生の恐れがあるとき</li> <li>本部長等が「危機レベルB・厳戒態勢」を指示したとき。</li> </ul>
危機レベルC	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震防災対策特別措置法に基づく注意情報（観測情報を含む）が発令されたとき。</li> <li>大型台風直撃予報等、大規模災害等の発生が想定されたとき</li> <li>本部長等が「危機レベルC、警戒態勢」を指示したとき</li> </ul>

## (2) 危機レベル別・状況別行動基準

レベル／役割	一般スタッフ		災害対策要員	
	就業時	休日夜間	就業時	休日夜間
レベルA 緊急体制	安全行動 業務停止 本部指示	安全行動 安否確認 自宅待機	安全行動 業務停止 本部指示	安全行動 安否確認 緊急参集
レベルB 厳戒態勢	業務停止 本部指示	厳戒対応 安否確認 自宅待機	業務停止 本部指示	厳戒対応 緊急参集 本部指示
レベルC 警戒態勢	業務継続 本部指示	情報注意 安否確認 自宅待機	業務継続 本部指示	厳戒対応 緊急参集 本部指示

- ※外出中、出張中、通勤途中の場合はその場で、身の安全を図り、情報を収集し緊急連絡網で連絡又は安否を報告する。連絡のとれない場合は、休日夜間の対応に準じて行動する。
- ※身の安全が確保できた時点で、緊急連絡網により安否を報告する。
- ※災害対策要員は、管理職及び総務担当者とする。

**緊急参集**

災害対策本部は、災害の状況により社員等を招集し(以下「**緊急参集**」という)、災害応急活動、二次災害防止活動、復旧復興活動などの指示をする。

災害発生時、通信インフラストラクチャーなどが混乱し連絡がとりにくい場合は、「危機レベル別・状況別行動基準」に基づいて、自ら判断して緊急参集する。

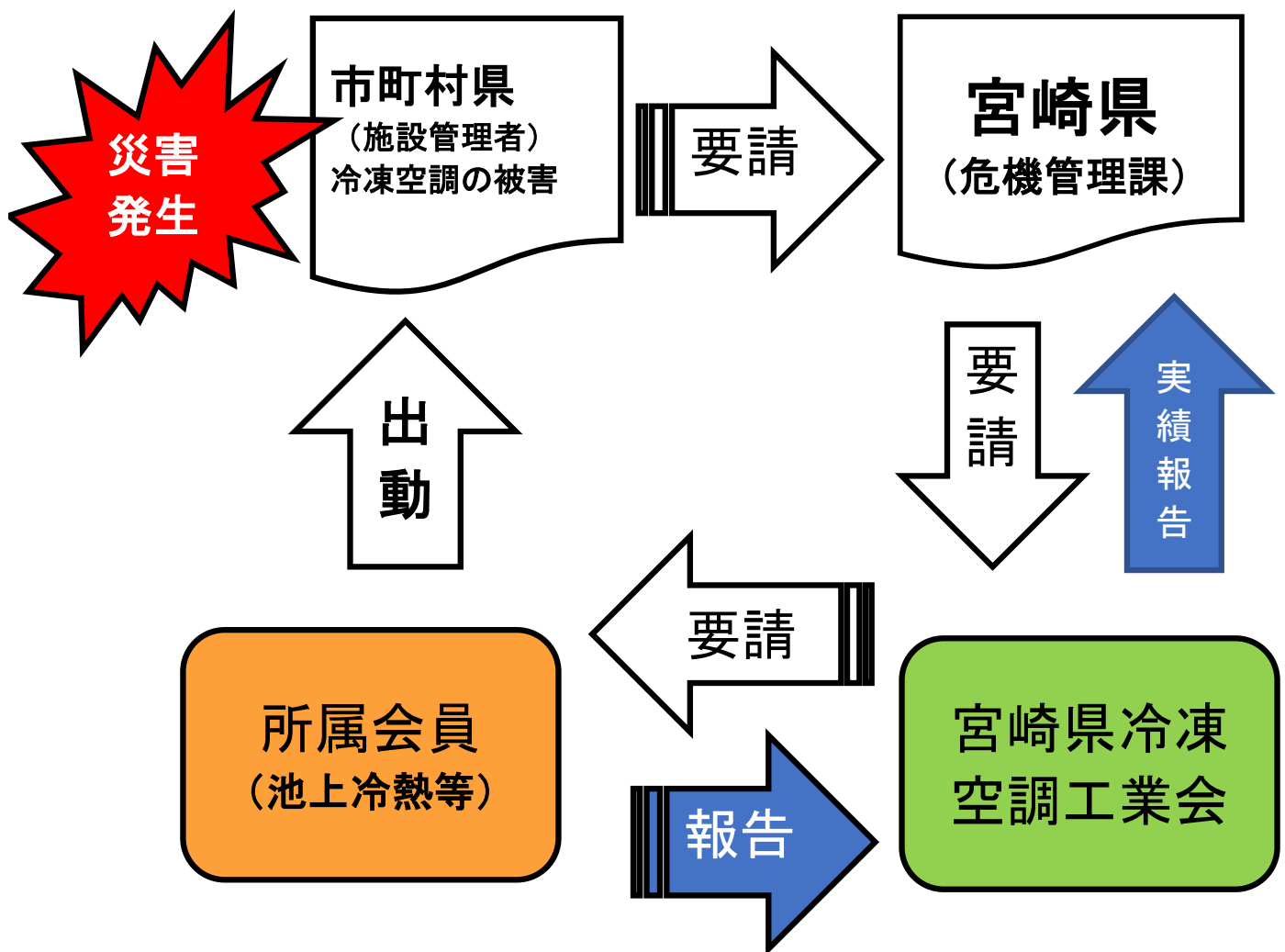
**防災協定(災害時応援協定)**

防災協定(災害時応援協定)とは「災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定」のことで、これは宮崎県と宮崎県冷凍空調工業会が締結しその傘下会員である(株)池上冷熱は県内で災害が発生した場合又はその発生するおそれのある場合において、宮崎県から要請があったときは支援を行うものとし、その範囲は次頁の通りとする。

- (1) 災害時に拠点となる公共施設及び避難場所等の冷凍空調施設の機能確保
- (2) 冷凍空調資材の調達・提供
- (3) 冷凍空調技術者の斡旋・提供
- (4) その他必要と認める業務

この協定に関する連絡窓口は宮崎県においては総務部危機管理課とする。

災害時における冷凍空調の応急対策に関する協定  
フローチャート



## 4-6. 二次避難場所・バックアップオフィス

災害対策本部長は、災害発生時において本社事務所等の使用不能事態に備え、事前に二次避難場所およびバックアップオフィスを定めておく。又、バックアップ用サーバーも災害に備え他の安全な場所へ配置する。

## 4-7. 被災従業員への支援

管理職は部下の従業員の被災状況変化を随時災害対策本部へ報告し、災害対策本部の講じる支援策を、従業員へ提供する。

### (1) 残留者対応（帰宅困難者対応）

- ①帰宅困難などにより自社内の施設に残留する者がいる場合には、管理職が施設管理を行う。
- ②食糧などのライフラインの確保に努める。
- ③本部長は、管轄自治体などへ適宜情報交換を図り配給などの措置を講じてもらうよう交渉する。
- ④配給などは、残留者の人数を踏まえて受領する。
- ⑤残留者のいる施設の入り口等に、「残留者氏名・人数・連絡先」を明記した紙を貼り存在を示す。避難等で移動する場合には、「移動先・連絡先」を明記する。

### (2) 安否確認

- ①本部長は、安全が確認できない従業員及び従業員の家族に関する安否確認を行う。
- ②確認は緊急連絡網に則って行うことを基本とする。
- ③災害時、休暇中で出勤していない従業員、出張中の従業員も上司が責任を持って確認作業を行う。
- ④安否確認の状況を対策本部へ報告する。

### (3) 行方不明者

- ①安否確認ができなかった従業員への対策を講じる。
- ②対策本部に安否確認ができない従業員の氏名などの報告を行う。
- ③地域を統括する行政機関（自治体・警察・消防など）に不明者のリスト（氏名・人数等）の提供を行い、搜索の依頼を行う。
- ④対策本部・地域行政機関より今後の対策について指示を受ける。

## 5. 復旧、業務再開(事業継続)までの流れ

### (1) 社屋の安全確認

社屋の損傷により人命にかかわる二次的災害を防止するために**応急危険度判定士**による「応急危険度判定」を受ける。判定士の要請は市が設置した災害対策本部からの要請によって実施される。判定士は2人1組となって、建物の外観を目視点検する。判定後「調査済」(緑)、「要注意」(黄)、「危険」(赤)のうちのどれかを見易い箇所に掲示し、入居者、第三者に状況を知らせる。尚、「危険」(赤)が出た場合は立入禁止となる。

### (2) 事業継続判断 (BCP)

**応急危険度判定士の判定結果**を受け、事業の継続(業務再開)に関する可否判断を行う。

事業継続(BCP発動)の可否判断は災害対策本部にて決定し事業継続計画を実行する。

### (3) 取引先への連絡

取引先・顧客等への被害状況を報告するとともに、取引先・顧客等の被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。

### (4) 復旧工事業者の確保

建物・施設・設備の損害の程度を勘案した復旧工事の必要性を見積り業者を確保する。

### (5) 被災した社屋の警備体制

応急危険度判定により「危険」の判定がなされた場合には、建屋内に人員が立ち入らないように立入禁止措置を講じる。

通常セキュリティシステムが稼働しない恐れがあるため、現金、及び重要書類の保護対策を講じる。

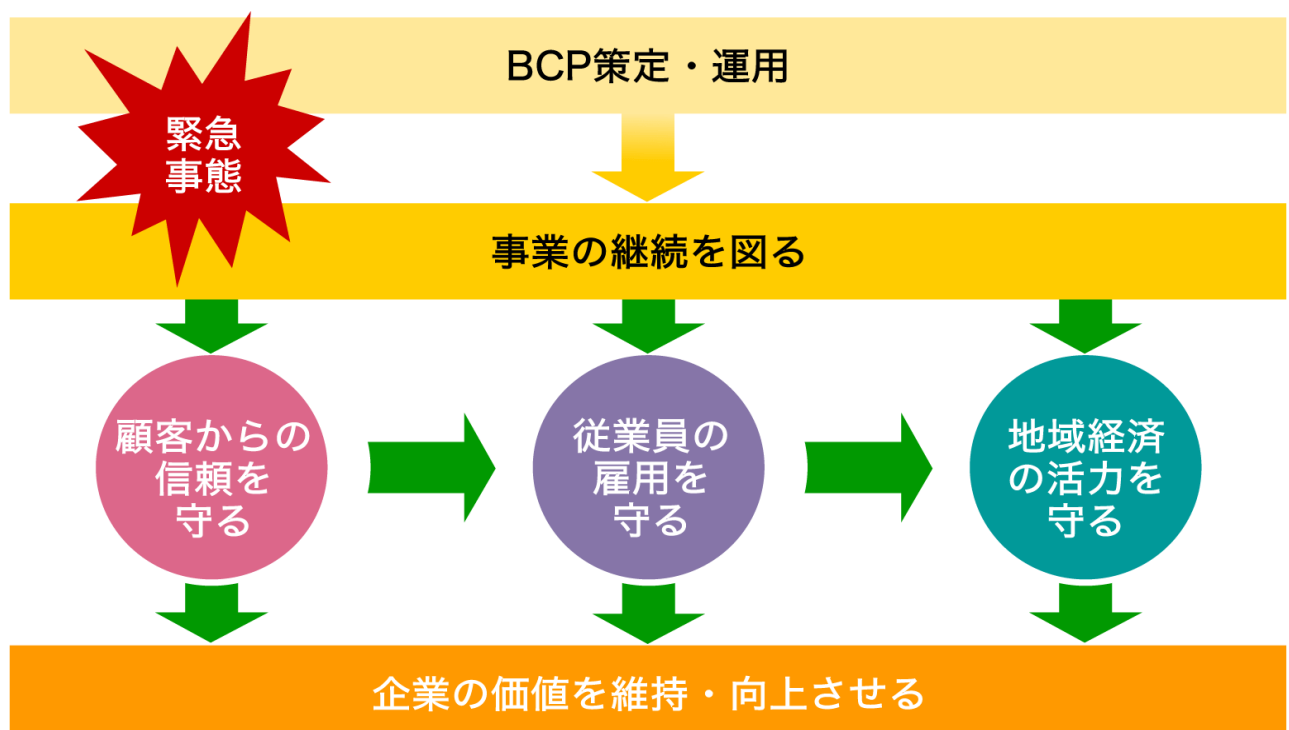
### (6) 事業所周辺地域の救護活動

事業所周辺の被災状況を確認し、災害対策本部の指示・了承を得たうえで、可能なかぎり地域救護活動を実施する。

必要に応じ、自社の従業員を地域の復旧活動に派遣する。ただし災害協力協定の派遣を優先させる。

## 6. 事業継続計画 (BCP) の作成

- (1) 安全行動後、災害対策本部長は、他役員、管理職と連携しつつ、関係企業に協力支援を要請し緊密な連絡を取り合いながら「事業継続計画」を策定し、早期復旧を推進する。BCPに関わる状況、経過、措置等は随時社長に報告する。手順は以下のとおりとする。
- ①被災状況、災害情報、インフラ復旧情報を収集し、復旧の阻害要因及び応急対策を推進する。
  - ②防災協定先や協力関係先へ支援を要請する。
  - ③必要な要員、機材、備品、設備、システム、回線、その他物品業務復旧必要要件を確認する。
  - ④事業継続計画に従い、早期復旧に邁進する。
  - ⑤会社社屋・工場が被災した場合は、使用できる機材、設備等をバックアップ用の安全な場所へ移動させ業務再開を目指す。
- (2) 事業継続の必要性
- ①事業継続の必要性を以下のフローで表す。





社長承認

作成

# 事業継続計画書

( 事故・災害における対応計画書 )

社長承認	作成

## 1. 必要とされるもの

- 人 :
- 機材 :
- 資金 :

サンプル

## 2. 実行開始条件

◎は、対象先

緊急度 レベル	発生事象	説明	報告先			
			部長	常務	専務	社長
レベル 4	1. 震度6弱以上の地震発生 2. 大規模な災害・事故・事件 3. インフラ壊滅 4. 業務用機材使用不可	1. 社屋にクラック多数入る 2. 津波により3m浸水 3. 停電、断水、通信回線切断 携帯電話障害断続的に発生 4. 広範囲で業務遂行が困難	◎	◎	◎	◎
レベル 3	1. 震度5強～4強の地震発生 2. 中規模の災害・事故・事件 3. ネットワーク停止 4. 停電発生 5. 一部の顧客工場へ入れない	1. 社内の備品が散乱 2. 所々で山崩れがけ崩れ発生 3. 外部との情報共有できない 4. 充電式以外は使用できない 5. 複数の業務において支障が発生、対外的影響発生	◎	◎	◎	◎
レベル 2	1. 震度4弱の地震発生 2. 台風直撃(最大風速50m) 3. 大雨警報発令	1. 停電するも地域は限定的 2. 一部の家屋に被害発生 3. 冠水し一部の家屋被害	◎	◎	◎	
レベル 1	1. 震度3強の地震発生 2. 顧客工場停止するも被害 軽微で復旧	1. 電気瞬停する 2. 対外的な影響軽微	◎			

## 3. 連絡手順

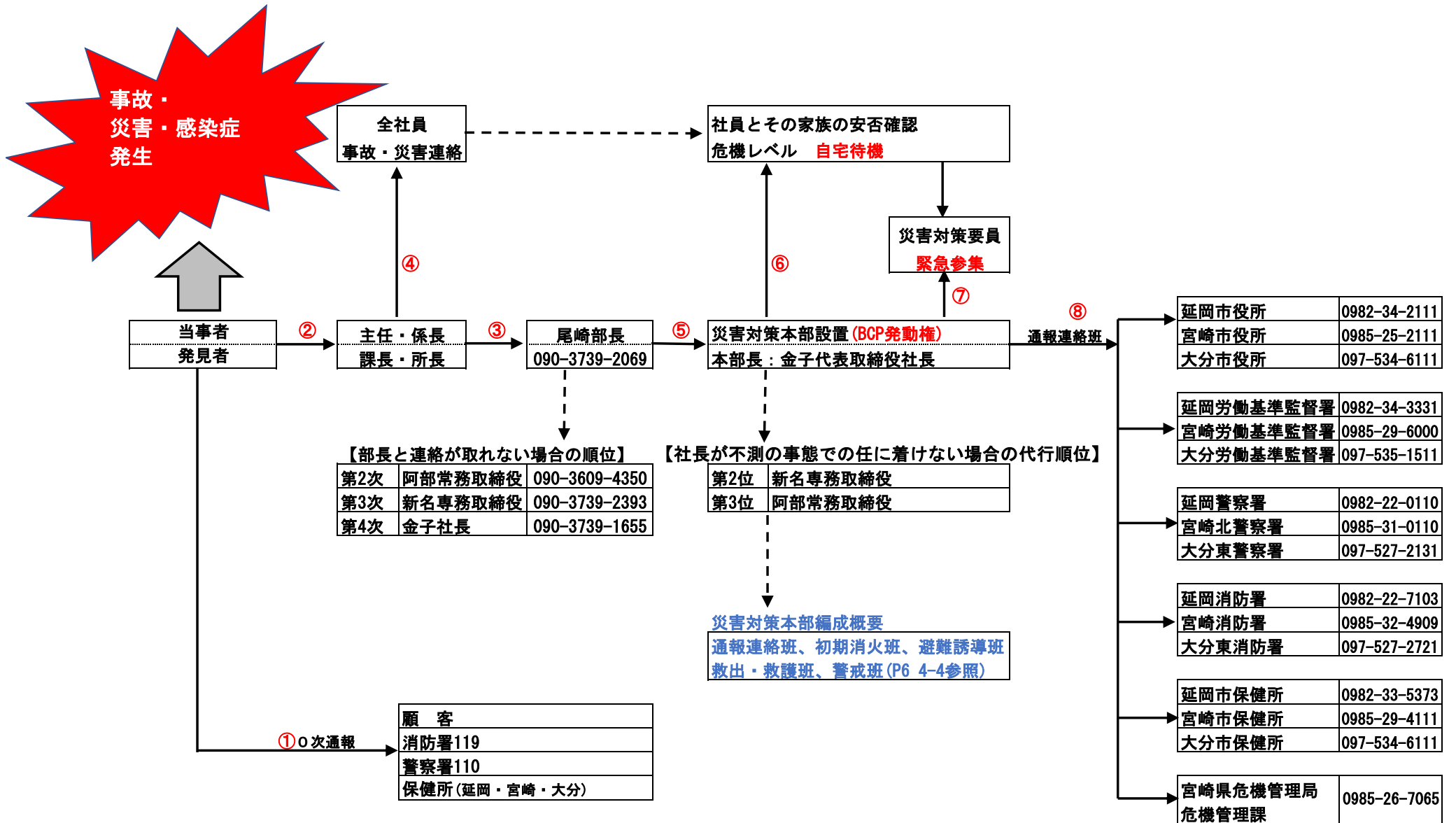
緊急連絡網に従って連絡をおこなう

## 4. 再開手順(現行設備の修復、代替手段からの移行、再開手順)

システム会社や設備業者などと再開対応を図る。

- ・ 設備や施設の状況の調査
- ・ 復旧対応指示

## 7. 事故・災害時(感染症発生)緊急連絡網

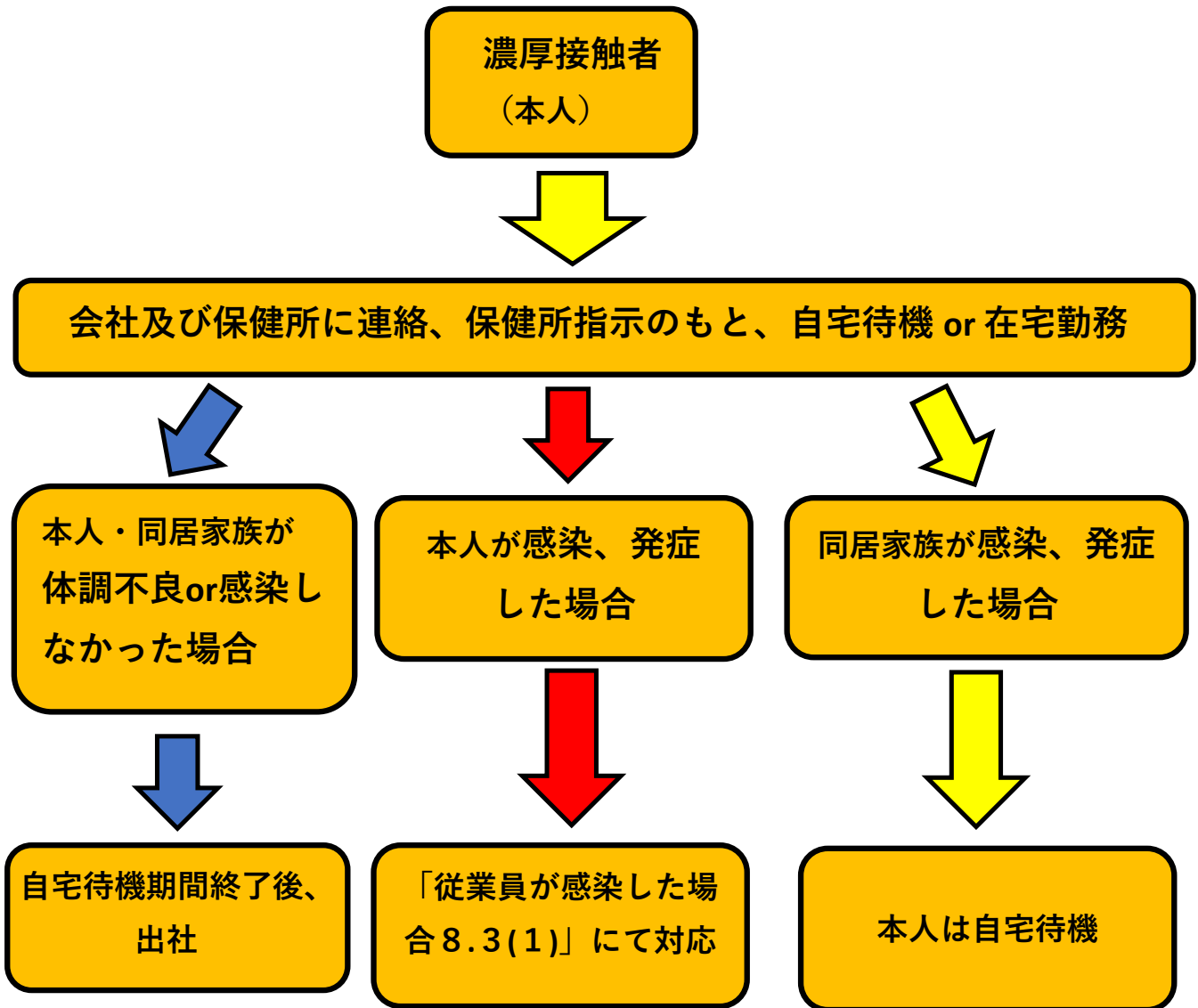


* 冷凍空調の応急対応支援要請

# 8. 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触 及び感染時初動マニュアル

## 8.1 濃厚接触者又は濃厚接触者と接触した場合

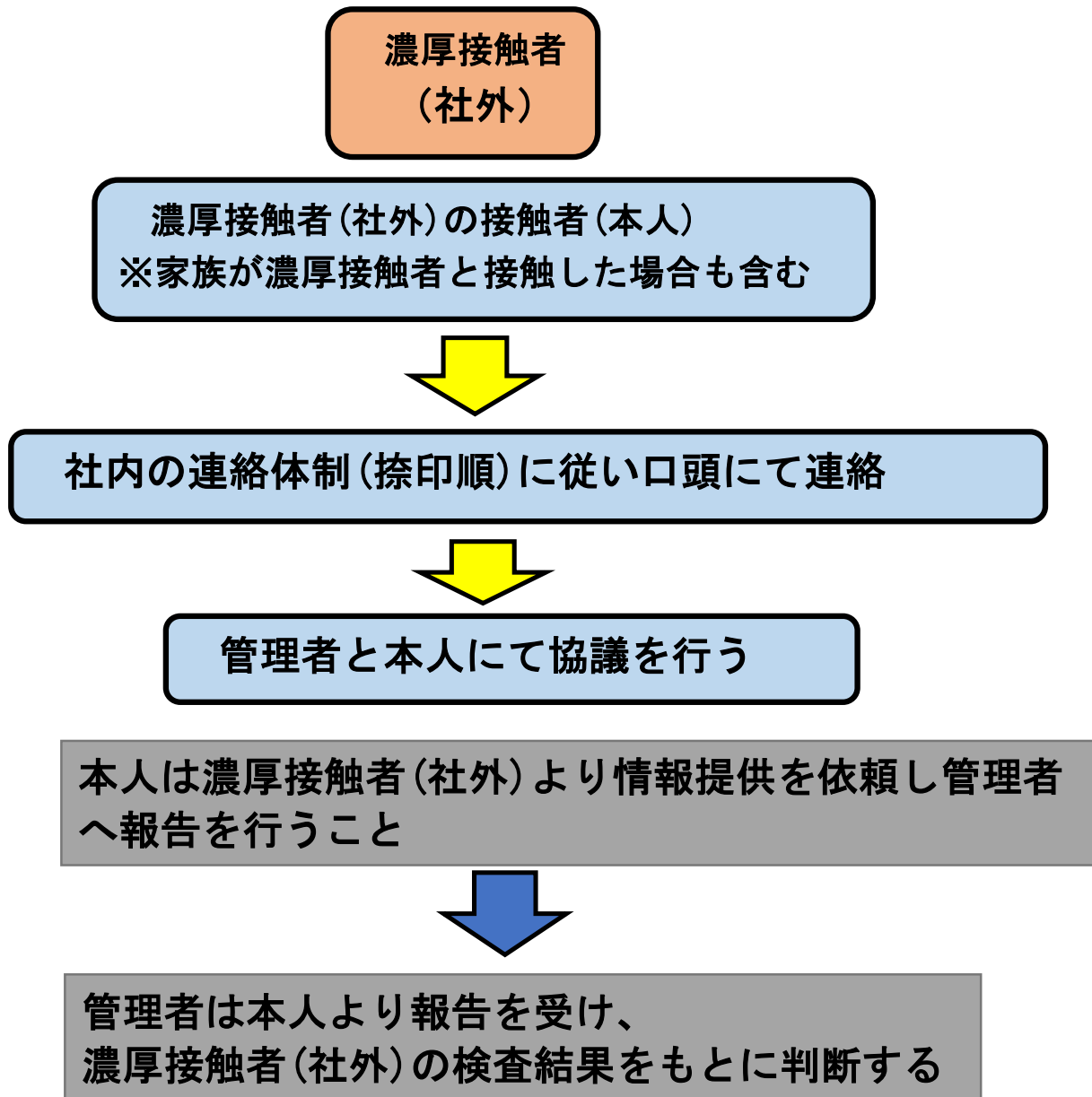
### (1) 濃厚接触者が本人の場合



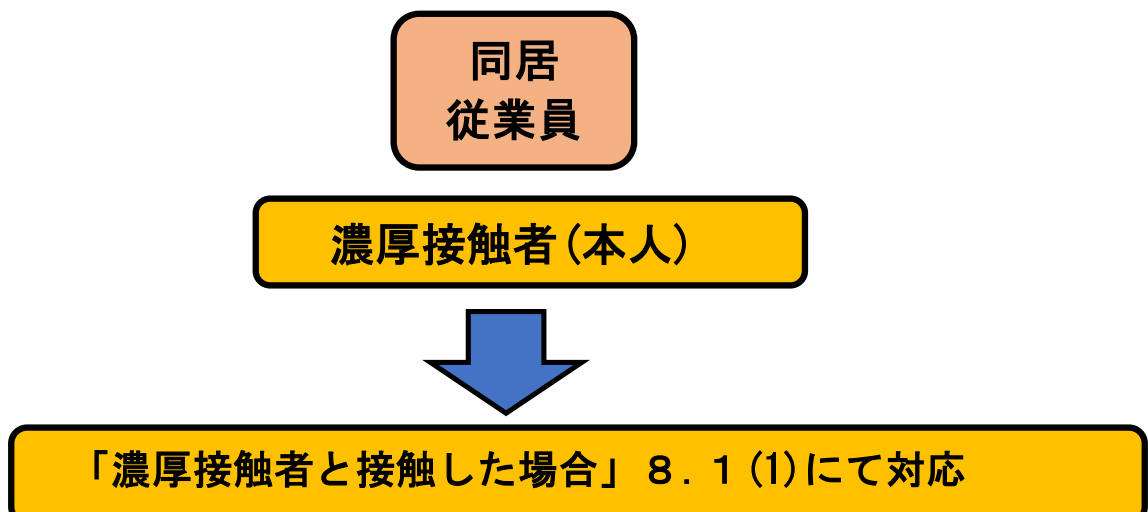
### 【参考】濃厚接触者の定義



## (2) 濃厚接触者が社外の場合



## 8.2 従業員の同居家族が感染した場合



## 8.3 従業員が感染した場合

(1)

感染者（本人）

保健所、指定医療機関の指示  
に従い、回復に努める  
(指定医療機関による出社許可を以て出社)

(2)

会社

速やかに本人の行動を確認し  
濃厚接触者を特定

濃厚接触者へ連絡

※協力企業におきましても  
従業員同様の流れに沿っ  
て対応する。

(3)

協力企業  
取引先

管理者にて都度協議

※濃厚接触等に該当しなく  
ても、症状があったり心配  
な場合は、連絡・相談を行  
うこと。

全社員へ情報等の収集・提供、濃厚接触者の特定

## 8.4 その他の対応について

1. 総務より、南日本環境センター(株)へ社屋の消毒作業依頼



**消毒作業完了まで全員立入禁止**

2. 罹患者発生の連絡を保健所及び関係官公庁へ連絡する。
3. 罹患者発生の連絡については、緊急連絡網に従う。
4. 基本、業務体制、罹患者・濃厚接触者の扱いについては、保健所の対応指針に従う。
5. 社内に感染者が発生した場合、全社員が消毒後3日間の出勤停止。濃厚接触者については、14日間の出勤停止もしくは、在宅勤務とする。
6. 罹患者については、14日間の出勤停止とする。（濃厚接触者については社内にて検討）
7. 事業・業務継続の観点および緊急時対応により、出社して勤務が必要な社員は、管理者の判断として出社を認めるが、上司の事前許可制及び必要最小限とする。また、業務時間は短縮とする。
8. 営業停止および時間短縮営業にかかわるお客様への連絡については、工程内容・予定等を確認し、管理者と協議の上、お客様への連絡・電子メールの回付等実施する。
9. 従業員の特別休暇申請及び休業補償、一時的な労働時間の増加に対する対応については、基本労働省の対応指針に従うが、管理者との最終合意に基づき決定する。
10. デスクトップパソコン利用者が自宅待機(在宅勤務)となった場合業務可能な状態とするために、貸出用ノートパソコン、Wi-Fiルーターレンタルの体制を整えておく。



## 9. 災害時備蓄品及び防災用品リスト

非常食	賞味期限	保管場所	数量	点検日 (記載例: 2021年6月15日⇒21.6.15)			
				状態 (6ヶ月毎に確認)			
保存用パン (チョコチップ) 1箱=24個入	2026年2月	ロッカールーム男	10箱	21.6.15 良			
保存用ご飯 (そのままご飯) 1箱=3味入り30袋	2025年12月	ロッカールーム男	15箱	21.6.15 良			
保存水 (北海道カムイワッカ麗水) 1箱=2ℓペットボトル×6本	2021年7月28日	ロッカールーム男	11箱	21.6.15 7月入替			
防災+安心セット (車載用)	2027年11月30日	書庫	17組	21.6.15 良			

防災用品	保管場所	数量	点検日 (記載例: 2021年6月15日⇒21.6.15)			
			状態 (6ヶ月毎に確認)			
救命胴衣 (ライフジャケット) TYPE A	ロッカールーム男	10着	21.6.15 良			
メガホン・サイレン付 (単2電池6本使用)	書庫	1台	21.6.15 良			
マルチパワーステーション (LEDライト・ラジオ・サイレン・ランタン) 単3電池3本	書庫	1台	21.6.15 良			
緊急防災工具: 一般高圧ガス用 (車載用)	書庫	1組	21.6.15 良			
発電機 (shindaiwaIE6900BG-M)	書庫	1台	21.6.15 良			
イワタニ ガスボンベ (発電機用燃料)	書庫	20本	21.6.15 良			

* 防災+安心セット内容 (水、クッキーは1食分の非常食です)  
 保存水7年×1、保存クッキー×1、使い捨てトイレ×2  
 グローブ ×1、ブランケット×1、緊急用ホイッスル×1  
 簡易ライト×1、防塵マスク ×1、伝言カード・ペン×1



防災+安心セット



発電機及燃料(ガスボンベ)



メガホン(サイレン付)

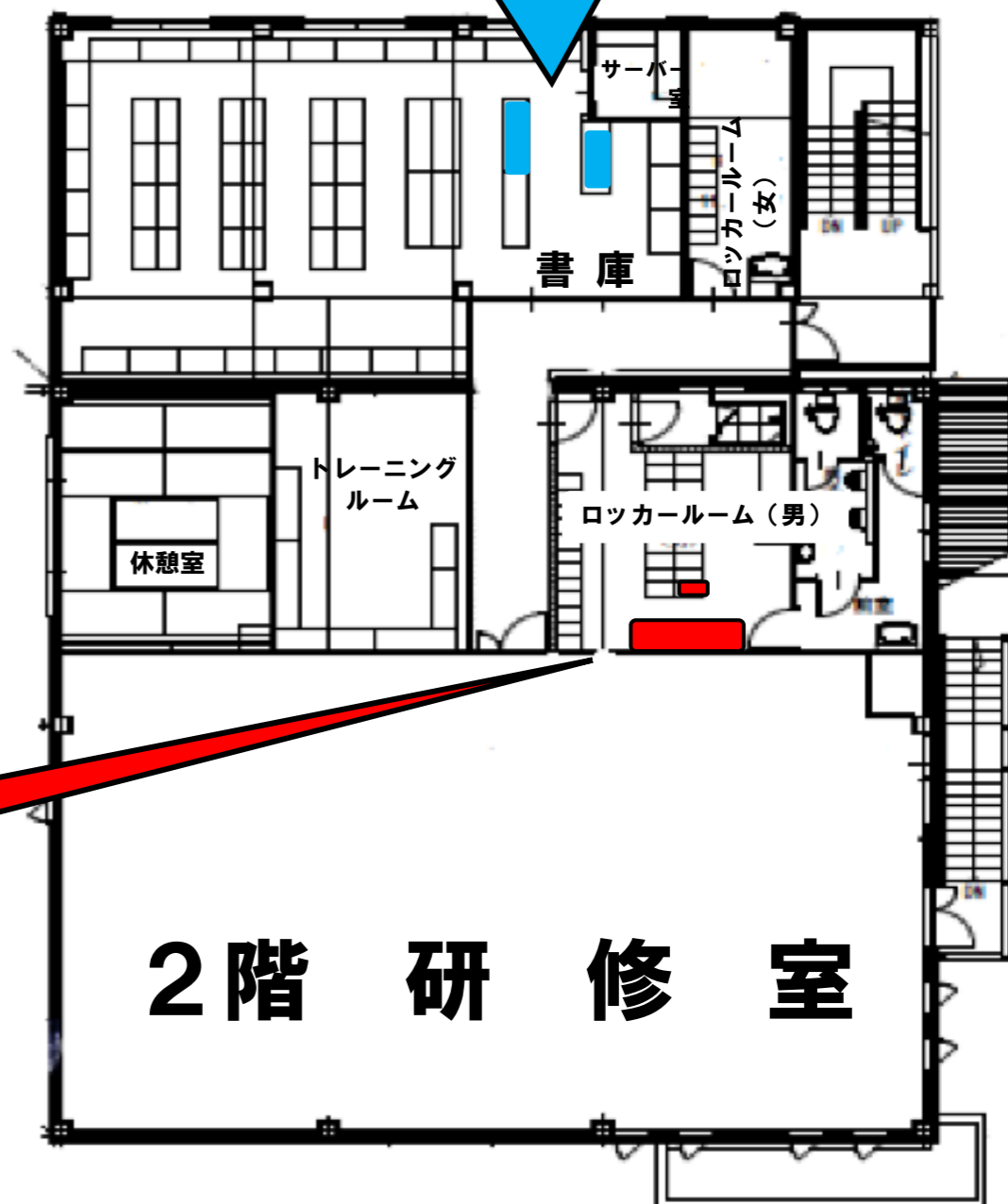


マルチパワーステーション

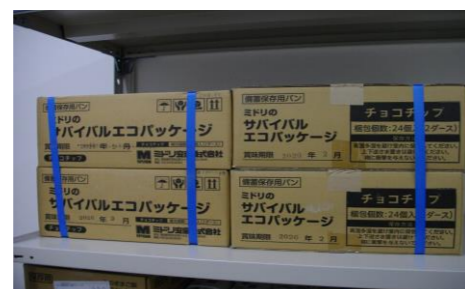
# 書庫の防災用具位置



緊急防災工具: 一般高圧ガス用



救命胴衣 TYPE A



保存用パン(チョコチップ)



保存水(麗水) 1箱2ℓ×6本



保存用ご飯(そのままご飯)  
1箱 30袋

# ロッカールーム(男) 備蓄品及び防災用具位置

# 10. 津波避難経路 池上冷熱本社事務所・1工場・2工場から → 屋上への

